

労政ちば

No.592

Autumn

25th. Sep.2024

ご意見・バックナンバーは
千葉県ホームページへ



千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1
☎043-223-2767

CONTENTS

- ・千葉県最低賃金改正のお知らせ 1
- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法 並びに
改正育児・介護休業法等説明会を開催します 2
- ・被保険者数が51人以上の企業等の事業主のみなさまへ 4
- ・もにす認定制度は、障害者雇用に関する
優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度です！ 5
- ・第75回 全国労働衛生週間について 6
- ・無料労働相談会を開催します 7
- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム 千葉会場」開催 8
- ・中小企業向け 働き方改革セミナー動画を配信中です！ 10
- ・千葉県内中小企業の働き方改革を応援します！ 11
- ・「採用担当者のための企業の魅力発信ゼミ」のご案内 11
- ・ちば企業人スキルアップセミナー 12
- ・令和6年度後期技能検定のご案内 12
- ・「生産性向上人材育成支援センター」のご案内 13
- ・各種訓練のご案内（10月以降開催予定コース） 13
- ・キャリア形成と能力開発の課題解決に向けて
キャリア形成・リスティング支援センターがサポートします！ 14
- ・おためしください、シルバー人材センター！ 16
- ・千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内
～経営課題を解決する専門人材の確保を支援します～ 18
- ・お気軽に「キャリア相談」してみませんか。（相談無料） 19
- ・千葉県外国人材活用支援事業のご案内 20

TOPICS

千葉県最低賃金改定のお知らせ

1 改正内容などについて

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。

令和6年10月1日から 時間額 **1,076円**

（従来の1,026円から50円引上げ）

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。
その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

例 月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。

- ・日給 8,000円（1日の所定労働時間 8時間 00分）
8,000円 ÷ 8時間 = 1,000円
- ・これに加え職能手当が月額 20,000円（1年間における1か月平均所定労働時間数 160時間）
20,000円 ÷ 160時間 = 125円
- ・1,000円 + 125円 = 1,125円 ← 千葉県最低賃金 1,076円以上であるのでOK

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 最低賃金引上げの支援策として業務改善助成金、キャリアアップ助成金があります。

※業務改善助成金

照会先：業務改善助成金コールセンター
電話：0120-366-440



※キャリアアップ助成金

照会先：千葉労働局対策課分室
電話：043-441-5678



- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、業務改善助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。

照会先：千葉働き方改革推進支援センター 電話：0120-174-864

【お問い合わせ先】千葉労働局労働基準部賃金室 電話：043-221-2328

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku>

フリーランス・事業者間取引適正化等法 並びに 改正育児・介護休業法等説明会を開催します

日時

①～⑤の
日程全て

14 : 00～16 : 00

対象

フリーランス個人事業主・県内本社企業の事業主・人事労務担当者

内容

(1)フリーランス・事業者間取引適正化等法について 14 : 00～15 : 05

①就業環境の整備について

②取引適正化について

(2)改正育児・介護休業法等について

15 : 15～16 : 00

※(1)だけの参加も可能です。

参加
無料完全
予約制

①令和6年10月25日（金）

千葉県自治会館 大会議室
千葉市中央区中央4-17-8

定員 125名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【千葉会場】

②令和6年11月7日（木）

船橋市中央公民館 第3・4集会室
船橋市本町2-2-5

定員 120名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【船橋会場】

③令和6年11月19日（火）

さわやかちば県民プラザ 大研修室
柏市柏の葉4-3-1

定員 170名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【柏会場】

④令和6年11月21日（木）

木更津市中央公民館 多目的ホール
木更津市富士見 1-2-1アウア木更津B館3階

定員 110名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【木更津会場】

⑤令和6年11月22日（金）

成田国際文化会館 小ホール
千葉県成田市土屋303

定員 140名

【ご予約は右記サイトよりお願いします】



【成田会場】

【主催】千葉労働局

説明会についてのお問い合わせ先

千葉労働局 雇用環境・均等室

フリーランス・事業者間取引適正化等法について TEL : 043-306-1860

改正育児・介護休業法等について TEL : 043-221-2307

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（新法）

金属加工職人

イラストレーター

一人親方

運送ドライバー

といった方々も、この法律上の「フリーランス」に該当することがあります。

近年、多様な業種でフリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力の格差に起因する取引上のトラブルが増えています。こうした中で、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスの方との取引の適正化と、フリーランスの方の就業環境整備を目的とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、今年11月1日から施行されます。

千葉労働局X公式アカウントで「フリ太郎と学ぶフリーランス」やってます。

フリ太郎とまなぶ

フリーランス



フリ太郎

改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法

令和6年5月31日に改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が公布され、**令和7年4月1日から段階的に施行されます**。なお、措置義務の詳細等は省令等で定められることとされています（令和6年8月現在、省令等は未施行ですが、施行され次第、厚生労働省ホームページ・千葉労働局ホームページにも詳細を掲載する予定です）。

施行期日	改正内容
令和7年4月1日	○ 所定外労働時間（残業免除）の制限の対象拡大 ○ 3歳に満たない子を養育する労働者のテレワーク措置が努力義務化 ○ 子の看護休暇の見直し ○ 300人超の企業に育児休業取得状況の公表義務拡大 ○ 介護離職防止のための個別周知・意向確認、雇用環境整備、早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供の義務化 ○ 「一般事業主行動計画」策定時に、育児休業取得等に関する状況把握や数値目標設定が義務化
公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日（令和7年10月1日予定）	○ 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者への柔軟な働き方措置の義務化 ○ 妊娠・出産の申出時や、子が3歳になる前における個別の意向聴取・配慮の義務化

最新情報は、千葉労働局ウェブサイトをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/home.html>



【千葉労働局
公式サイト】

気象条件、会場設備の故障などやむを得ない理由により説明会を中止する場合は、X公式アカウントでお知らせいたします。お越しになる前にご確認いただきますようお願いいたします。

<https://x.com/chibaroudoumhlw>



【千葉労働局
X公式アカウント】

【お問い合わせ先】

千葉労働局 雇用環境・均等室

フリーランス・事業者間取引適正化等法について 電話：043-306-1860

改正育児・介護休業法等について 電話：043-221-2307

ホームページ：

https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/freelancegaiyou_00001.html

被保険者数が51人以上の企業等の 事業主のみなさまへ

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等：「特定適用事業所」と言います。）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

＜加入対象（短時間労働者）の要件＞

- | | |
|--|--|
| ☐ 週の所定労働時間が20時間以上 | ☐ 2カ月を超える雇用の見込がある |
| ☐ 所定内賃金が月額8.8万円以上 | ☐ 学生ではない |

○厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等について

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることを見込まれる企業等のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の厚生年金保険被保険者数となります。

令和6年10月の適用拡大に向けて社会保険労務士等の専門家がサポートします

専門家活用支援事業

事業主・従業員のみなさまへのご説明のために、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を、無料で派遣します。

適用拡大
に向けた準備
の検討

従業員への
説明
サポート

手続きに
関する
アドバイス

お申し込み方法

STEP1 まずは管轄の年金事務所にお電話ください。

《管轄の年金事務所一覧》※年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



STEP2 後日「専門家派遣依頼届※」を管轄の年金事務所にご提出ください。

※「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>



【お問い合わせ先】管轄の年金事務所までお問い合わせください。※年金事務所一覧は日本年金機構 HP から確認できます
(https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/chiba/kankatsu_chiba.html)

【事業ホームページ】<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

もにす認定制度は、 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度です！

厚生労働省では、令和2年度から従業員数 300 人未満の中小事業主を対象に、障害者雇用に関する優良な取り組みを行う事業主を「もにす認定事業主」として認定しています。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近な ロールモデル として認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

千葉労働局では令和6年8月末までに、20の事業主に対してもにす認定を行っております。

	事業所名	業種	所在地
1	天伸 株式会社	金属製品製造業	柏市
2	株式会社 協同工芸社	看板業	千葉市美浜区
3	ちばぎんハートフル 株式会社	銀行の事務代行業務	千葉市美浜区
4	医療法人社団 知己会	医療業	富里市
5	株式会社 千葉ビジネスサポート	小売業	千葉市中央区
6	社会福祉法人 常盤会	老人福祉・介護事業	千葉市緑区
7	株式会社 川和	食品容器類の専門商社	流山市
8	村山鋼材 株式会社	鉄鋼業	浦安市
9	社会福祉法人 外房	社会福祉事業	御宿町
10	株式会社 BuySell Link	事業サービス業	船橋市
11	アシザワ・ファインテック 株式会社	生産用機械器具製造業	習志野市
12	株式会社 フジクラキューブ	グループ会社の請負業務	佐倉市
13	ハーバーコスメティクス 株式会社	化粧品等の物流業務	多古町
14	帝人ソレイユ 株式会社	グループ会社の事務補助業務等	我孫子市
15	医療法人社団 昌健会	一般診療所	大網白里市
16	社会福祉法人 福德会	社会福祉事業	横芝光町
17	社会福祉法人 健恒会	医療・福祉	船橋市
18	合同会社 ルナ	障がい福祉	船橋市
19	株式会社 タカサクリーンビズ	生活関連サービス	市原市
20	銚子市漁業協同組合	農林水産協同組合	銚子市

※認定日順

「もにす」の由来

企業と障害者が明るい未来や社会の実現に向けて
とも にす すむ
 という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。



【お問い合わせ先】

最寄りのハローワークの雇用指導官

もしくは千葉労働局職業安定部職業対策課（電話：043-221-4392）まで、お問い合わせください。

第 75 回 全国労働衛生週間について

【本週間 10月1日～7日 準備期間 9月1日～30日】

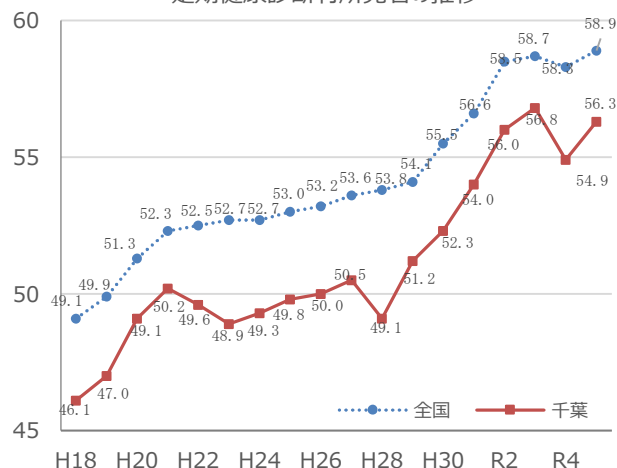
スローガン **推してます みんな笑顔の 健康職場**

全国労働衛生週間は、事業場における自主的労働衛生活動の推進を図り、国民の労働衛生に対する意識の向上と労働者の健康確保に取り組む週間であり、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、一度も中断することなく、本年度で第 75 回を迎えます。

この機会に職場における労働衛生管理活動の大切さを再確認し、積極的に衛生管理に取り組みましょう。

実施者（事業者および労働者）が自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して連携協力して行うべき主な事項は次のとおりです。

定期健康診断有所見者の推移



(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項（以下の事項について日常の労働衛生活動の総点検を行う。）

- ①次の対策の推進
 - 過重労働による健康障害防止のための総合対策及びメンタルヘルス対策
 - 転倒・腰痛災害の予防及び「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくり
 - 化学物質・石綿による健康障害防止対策
 - 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
 - 事業場における治療と仕事の両立支援対策
 - STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策 など
- ②労働衛生 3 管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）の推進
- ③作業の特性に応じた対策事項（粉じん障害防止、電離放射線障害防止、騒音障害防止、振動障害防止、情報機器 作業、酸素欠乏症等防止、一酸化炭素中毒防止）
- ④東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- ⑤業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策（請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮等）

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部健康安全課

電話：043-221-4312

ろうどう そうだんかい

労働相談会



10/20 日 13時-17時

船橋フェイスビル5階 (京成船橋駅直結、JR船橋駅南口1分)

10/26 土 13時-17時

労働委員会 (県庁南庁舎7階) (JR本千葉駅8分)

※10月26日はZoomによるオンライン相談も可能です!

○ 相談員：労使関係に豊富な経験と知識のある労働者委員と使用者委員の2名

○ 相談時間：おひとり当たり45分程度

※県内の事業所における労働問題が対象です。 **お電話での事前予約が必要です。**

**無料
予約制**

【お問い合わせ先】

千葉県労働委員会事務局審査調整課 (千葉県庁南庁舎 7 階)

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606

ホームページ：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/press/2024/soudankai-r6.html>



「過労死等防止対策推進シンポジウム 千葉会場」開催

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

**千葉
会場**

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の
尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

**参加
無料**
事前申込

日時

2024年**11月26日(火)**
14:00～16:30 (受付13:00～)

会場

千葉市民会館 小ホール
(千葉県千葉市中央区要町1-1)



主催：厚生労働省 後援：千葉県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、

千葉産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、
千葉土建、千葉過労死弁護団、千葉労働弁護団、(一社)千葉県経営者協会、千葉県社会保険労務士会

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

千葉会場

プログラム

〔開会挨拶、協力団体挨拶〕

〔千葉労働局より現状の報告〕

〔基調講演〕

「パワハラのは発生は予防できるのか？ 過労死のない社会を目指して」

津野 香奈美 氏

(神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授)

〔過労死を考える家族の会 体験談〕

〔閉会〕

津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科 教授



東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授等を経て、2024年より現職。

著書に「パワハラ上司を科学する」(筑摩書房、2023年)。厚生労働省「ハラスメント実態調査」[カスタマーハラスメント・就労ハラスメント等防止対策強化事業]等検討委員。

●会場のご案内

千葉市民会館 小ホール

(千葉県千葉市中央区要町1-1)

- ・JR「千葉駅」(JO28)東口より徒歩7分、「東千葉駅」(JO29)南口より徒歩3分
- ・京成「千葉駅」(KS59)より徒歩10分
- ・千葉都市モノレール1号線「栄町駅」より徒歩5分

●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム〔参加申込書〕

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針」(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-080082 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

※ お問い合わせは 上記をお願いします

千葉労働局労働基準部監督課 (千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 3 階)

電話: 043-221-2304

中小企業向け 働き方改革セミナー動画を配信中です！

千葉県では、県内中小企業の皆様に、働き方改革やテレワークの導入・定着等に向けた取組を積極的に進めていただけるよう、各種セミナー動画を配信しています。配信期間中はいつでもご視聴いただくことができます。ぜひ、皆様のご参加をお待ちしています！

■内 容 等

テーマ		講師
基 本 セ ミ ナ ー	働き方改革推進支援講座	
	賃金引上げと労働生産性向上の関わり ～継続的な賃上げに向けて～	法政大学大学院 教授 山田 久 氏
	中小企業の人材育成と生産性向上の相乗効果 ～従業員のマインド向上効果を紐解く～	学習院大学 教授 滝澤 美帆 氏
	人手不足ならば採用戦略を見直そう ～最新の採用方法と多様な人材活用術～	佳子社労士事務所所長 宮沢 佳子 氏
	テレワーク推進人材育成講座	
	今だからこそ働き方を見直そう ～中小企業の人材確保と生産性向上に向けて～	一般社団法人日本テレワーク協会 事務局長 村田 瑞枝 氏
	スムーズなテレワーク導入の秘訣と課題解決策	
	業務の生産性向上に役立つ ICT ツールの導入及び活用方法	総務省 テレワークマネージャー 大杉 明 氏
	テレワークにおける労務管理の考え方 ～労務管理で気を付けるポイント～	社会保険労務士法人 NSR ワーク・エンゲージメント推進室 CWO 社会保険労務士 武田かおり 氏
	テレワーク環境下での人材育成と人事評価 ～コミュニケーション術のポイントとは～	
個 別 テ ー マ セ ミ ナ ー	働き方改革に活用できる補助金・助成金 ～2024 年補助金・助成金の最新情報～	京葉中小企業労務協会会長 特定社会保険労務士 石倉 雅恵 氏 株式会社 3R マネジメント 代表取締役 中小企業診断士 渡邊 賢司 氏
	カスタマーハラスメント対策 ～カスハラ判断基準とは？ 従業員を守るためにできること～	公益社団法人消費者関連専門家会議 専務理事 齊木 茂人 氏

■申込期間：動画配信 令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）まで

■申込方法：ホームページ掲載の申込フォームから申込みください。※参加希望回ごとにそれぞれ登録が必要です。

<https://chiba-hatarakikata.com/seminar/>

千葉県 令和 6 年度働き方改革

検索



【お問い合わせ先】

多様な働き方推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）

電話：043-238-9865 Mail：chiba-hatarakikata@pasona.co.jp